

栗野中学校 いじめ防止基本方針【様式Ⅰ】

令和7年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

－福井県いじめ防止基本方針より－

本基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、「どんなことがあってもいじめを行わない」こと、「いじめを認識しながらこれを放置しない」こと、「いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについてあらゆる教育活動の中で十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、いじめがあることが確認された場合は、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先で確保し、かつ徹底的に守り抜きます。
- (4) 本校は、生徒全員が安心して生活し、学習その他の諸活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭地域の関係者、関係諸機関と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育
 - ほめて伸ばす教育
生徒の多面的な能力を引き出し、生徒の様々な活動からの成長を認め、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分自身を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。
 - 人権教育の推進
あらゆる教育活動の中で、人権教育を計画的に進め、発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。
 - 体験活動の推進
学校や学年の行事や、ボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。
 - 道徳教育の推進
道徳ノートを活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思い

やりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校いじめ防止基本方針

○校長は、学校経営方針に「誰もが安心・安全に過ごせる学校づくり」を明確に示し、いじめの防止等のための取組を推進します。

○校長は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。

○校長は、いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

すべての生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究、教師間の授業参観を積極的に行い、生徒が楽しく意欲的に学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

異学級や異学年が触れあう機会を多く設定し、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や、生徒会活動によって生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

また、教職員が、立場の弱い子や困っている子に対応する模範を示しつつ、児童生徒間で問題を解決しようとする支え合い活動を推進します。

○生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動、部活動等を活用して、生徒の主体的な活動、自治的活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○「学校いじめ防止基本方針」の周知

児童生徒及び保護者が「学校いじめ防止基本方針」理解を深める機会（全校集会、保護者懇談会等での説明）を設定するとともに、学校ホームページ等を通じて地域へ公開します。

また、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めて、情報共有体制の充実に努めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

学級活動や関係諸機関の協力を得ながら、インターネットや携帯電話等の正しい利用についての指導、呼びかけや意識付けを行い、保護者会や通信を利用して保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○全ての児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導の推進

いじめの構図（被害者、加害者、観衆、傍観者）からの脱却を図る授業や、外部専門家によるいじめ予防授業を実施します。

○いじめ対応力・発見力向上に向けた校内研修の充実

先生のためのワークブックの活用や、いじめ防止に関する伝達講習等を実施し、いじめに対する理解を深め、対応力を強化することを目的とした研修機会の充実を図ります。

○相談先の情報提供

SOSの出し方に関する教育の実施します。

また、児童生徒に、電話やSNS等により相談できる窓口を周知するとともに、いつでも誰にでも相談できる体制を構築します。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

授業時間中はもとより、休み時間や昼休みの定点指導を通して、生徒の行動や表情、しぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するように努めます。

○自己チェックの活用

生徒が日々の生活を振り返るために提出させているのICCノートを活用し、それに書かれた内容を学級担任が毎日確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、その結果を迅速に集計することにより、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による教育相談週間や長期休業前の定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

また、専門家と教育相談担当が連携し、いじめ対策委員会のもと、必要な支援を行います。

○保護者に対するいじめ調査の実施

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに保護者対象のいじめアンケート調査や聞き取り調査を実施して地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめのない体制づくりに努めます。

(5) いじめ事案への対処（事案対処）

○いじめ事案への対応

いじめと認知した事案について、特定の教職員で問題を抱え込みます、いじめられた生徒の立場に立ち、速やかに全教職員が情報共有し、全教職員で観察・対応します。

○「いじめ対応サポート班」による対応

いじめを受けた生徒あるいは報告した生徒に対して、「いじめ対応サポート班」が機動的に対応し、被害生徒、報告した生徒の安心・安全を最優先で確保し、かつ徹底的に守り抜きます。

また、「いじめ対応サポート班」が主体となった計画や立案、対応により被害生徒、報告した生徒を守り、支援していきます。

○被害生徒への対応

被害生徒にスクール・カウンセラーによるアセスメント（心理状態の観察、その結果の分析等）とカウンセリングの機会を提供し、心のケアを行います。

さらに、心の回復の段階に合わせた支援、必要に応じた医療機関との連携を行います。

○被害生徒の家族への対応

被害生徒の家族が相談できるよう、スクール・カウンセラーや敦賀市ハートフル・スクールの専任カウンセラーによる相談機会を提供します。

○被害生徒の学習権の保障

安心・安全を感じられる環境下での学習支援を行います。また、必要に応じタブレット端末を活用したオンライン授業や学習アプリによる学習機会を提供します。

○加害生徒への対応

いじめたとされる生徒に対して、事案に関する事実確認の徹底した上で、適切

な指導を行います。事案によっては、法第23条に基づく措置の実施、状況に応じて、法第25条の適用、第26条の要請を検討します。

また、教員、スクール・カウンセラーによる継続的な面談の実施、保護者との連携、個々や事案に応じた育成プランによる継続的支援をおこないます。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、敦賀市ハートフルスクール相談員等の外部専門家、警察や児童相談所、医療機関、該当地区的民生委員児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

○いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにします。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態と考えます。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめの行為（心理的又は物理的な影響を与える行為等）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に拘わらず、校長の判断により、より長期の期間を設定します。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視します。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定し状況を注視します。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面接等により確認します。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通します。「いじめ対応サポート班」においては、いじめが解消するに至るまでの期間、被害児童生徒への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行します。上記のいじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害・加害児童生徒については、日常的に注意深く観察します。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

○重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。

○学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

○市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査や情報集約に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、「いじめ対策委員会」を常設する。

いじめ対策委員会は基本理念の「被害者を最優先かつ徹底的に守り抜く」のもと、メンバーの役割を明確化し、毎月1回確実に開催します。

また、いじめ事案発生時には、即時開催します。

<構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

- <活動>
- 「学校いじめ防止基本方針」の共有と恒常的見直し
 - 未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるため的具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - 生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践。
 - いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - 校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - 計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - 学校評価によるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。
また、必要に応じて、医療・福祉等の外部機関を交えた「ケース会議」を実施します。

- <構成員> 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当養護教諭、スクールカウンセラー等

<活動>

- 当該いじめ事案の対応方針の決定
- 個別面談による情報収集
- 継続的な支援
- 保護者や地域との連携
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図 【様式2】

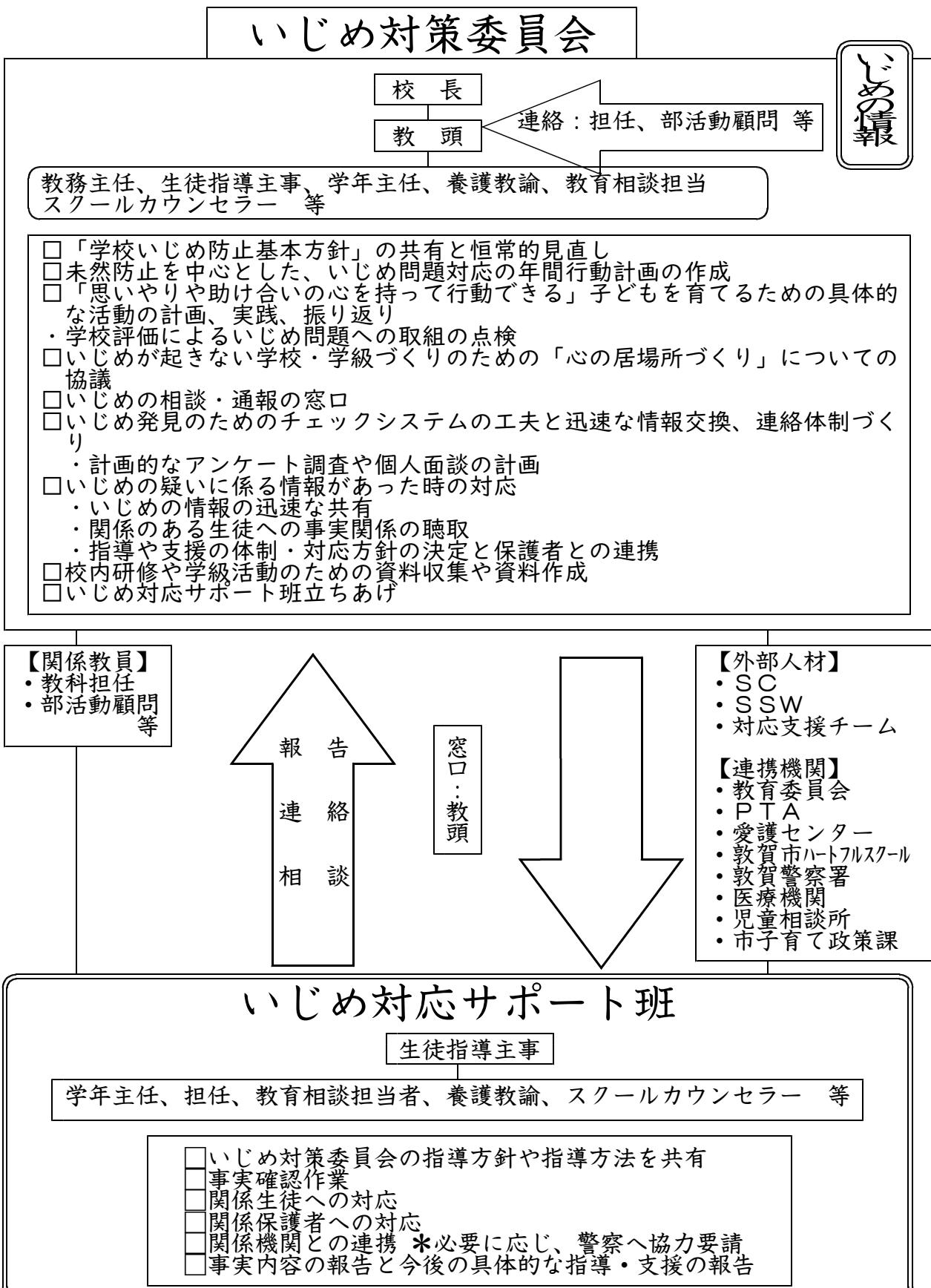
(4) 調査・対応記録について

各種調査・対応記録等については、いじめ対策委員会・いじめ対応サポート班で共有するとともに、5年間保存します。
また、いじめ対策委員会、いじめサポート班の議事録を作成、共有するとともに、5年間保存します。

【組織図】

敦賀市立粟野中学校

【様式 2】

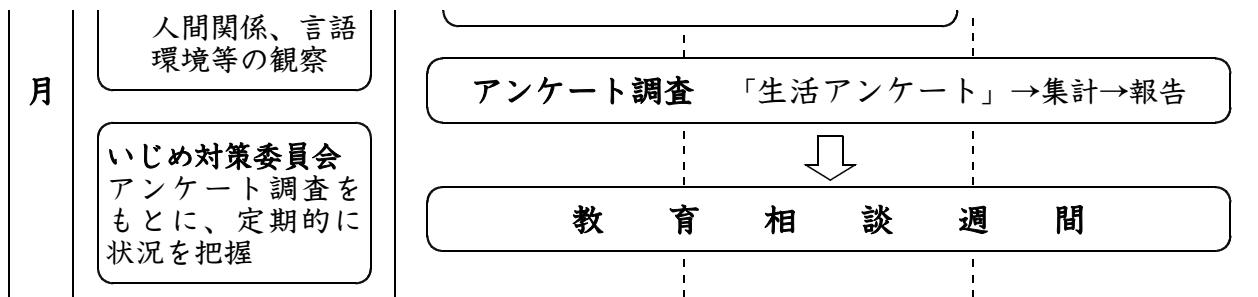


5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】

【いじめ対策の年間行動計画】[4～6月] 敦賀市立粟野中学校 【様式3】

＜毎日の教員の動き＞ 登校指導 休み時間等の定点観察 部活動終了後の下校指導

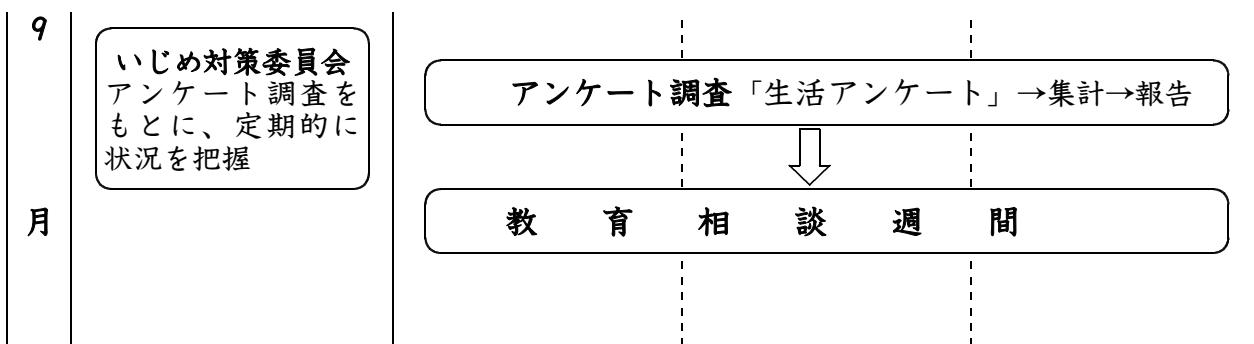
教員の動き等	生徒の活動等		
	1年生	2年生	3年生
生活目標 : 粟中生としての誇りを持ってたくましく前進しよう			
4 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画周知 ・教員の意識確認 ↓ PTA総会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の公表 いじめ対応班 <ul style="list-style-type: none"> ・対応策の確認 ・役割分担 	学級活動 学級開き、学級目標・組織作り	学級活動 いじめを発生させない環境づくり
5 月			アンケート調査→集計→報告
6 月	生活目標 : 規則正しい生活習慣を身につけよう	授業参観週間 わかりやすく楽しい授業づくりのための指導力向上を目的に、教員相互の授業参観を実施	学級懇談会 保護者との連携(学校と家庭の情報交換)
	いじめ対策委員会 アンケート調査をもとに、定期的に状況を把握	生徒総会 生徒会を中心とした自主的な活動の推進	修学旅行 <ul style="list-style-type: none"> ・絆づくり ・コミュニケーション能力の育成 ・自主的な計画と運営
			スポーツフェスティバル ・絆づくり
	生活目標 : 助け合い、励まし合おう	校内研究会 <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善 ・生徒の授業態度 	ひまわり教室 犯罪について(喫煙・飲酒・薬物) いじめについて(含ネットモラル)



【いじめ対策の年間行動計画】〔7～9月〕 敦賀市立粟野中学校 【様式3】

＜毎日の教員の動き＞　登校指導　休み時間等の定点観察　部活動終了後の下校指導

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
7 月	生活目標 : 計画的な生活に心がけよう <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 現職教育 : アンケート に見るいじめの芽 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 学級活動 SOSの出し方 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> アンケート調査 → 集計 → 報告 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 生活行動評価 生活行動の振り返りと夏季休業に向けての目標設定 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 長期休業前三者懇談会 保護者との連携(学校と家庭の情報交換) </div> </div>		
8 月	生活目標 : 積極的に心身を鍛えよう <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 現職教育 <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善 ・話し合い活動の効果的な活用について </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 夏季休業学習サポート 夏季休業中の課題を中心とした希望者対象の学習会 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 夏季休業学習サポート 全員を対象とした学習会 </div>	
		生活目標 : 積極的に心身を鍛えよう		



【いじめ対策の年間行動計画】[10~12月] 敦賀市立粟野中学校 【様式3】

<毎日の教員の動き> 登校指導 休み時間等の定点観察 部活動終了後の下校指導

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
	生活目標 : 充実した学校・学級生活を送ろう			
10 月	いじめ対策委員会 一学期の振り返りと二学期に向けての課題に対する対応検討 ↓ 職員会議 重点事項の確認	合唱コンクール 絆を強める		
		学習成績評価 一学期の学習の振り返りと二学期に向けての目標設定		
	現職教育 : 合唱を通じての絆づくりと留意点			
	教育懇談会 保護者との連携(学校と家庭の情報交換)			
	生活目標 : 自分に挑戦し実力を養おう			
11 月	授業参観週間 わかりやすく楽しい授業づくりのための指導力向上を目的に、教員相互の授業参観を実施	校外学習 • 絆づくり • コミュニケーション能力の育成 • 自主的な計画と運営	ふるさと学習 ふるさと意識の醸成、絆づくり	
	いじめ対策委員会 アンケート調査をもとに、定期的に状況を把握	アンケート調査→集計→報告		

	<p>生活目標 : 一年を反省し、自分をしっかり見つめよう</p>
12 月	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>人権週間 学級担任全員が「人権」に関する道徳の授業を実施</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>人権週間の取組 ・人権集会 ・学年ごとの統一題材による学級活動</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>校内研究会 ・授業改善 ・生徒の授業態度、人間関係、言語環境等の観察</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>教育懇談会 … 保護者との連携(学校と家庭の情報交換)</p> </div> </div>

【いじめ対策の年間行動計画】[1～3月] 敦賀市立粟野中学校 【様式3】

<毎日の教員の動き> 登校指導 休み時間等の定点観察 部活動終了後の下校指導

教員の動き等	生徒の活動等		
	1年生	2年生	3年生
	<p>生活目標 : 計画をたて、めあてを持って充実した生活を送ろう</p>		
1 月	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>現職教育 : ストレス・マネジメント</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>アンケート調査→集計→報告</p> </div> </div>		
2 月	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>生活目標 : 目標に向かって着実な努力を重ねよう</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>アンケート調査→集計→報告</p>  <p>教育相談週間</p> </div> </div>		
3	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>生活目標 : 一年間の成長を振り返り感謝の気持ちを持とう</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新学級編成 ・アンケート調査等の結果集約に</p> </div> </div>		

